

弘前市自治基本条例市民検討委員会会議録概要（第26回）				
日 時	平成26年2月3日（月）17時30分～20時30分			
場 所	弘前市役所6階第1会議室		傍聴者	4人
出席者 (17人)	委員 (9人)	佐藤三三委員長、柴田委員、工藤委員、福士委員、清野委員、阿部委員 島委員、村上委員、三橋委員		
	執行機関 (8人)	櫻田課長、三上課長補佐、白戸主幹、工藤係長、櫻庭主査、対馬主査、 佐藤主事、阿保主事		
	その他	—		

## 会議概要

### 1 開会

### 2 議事

#### (1) 中間報告書の修正について

##### 【結論（審議方法）】

- ・中間報告書に対する各主体からの意見を受けて、中間報告書をどのように修正するかについて議論する。

##### 【意見13 前文について】

意見13・前文に弘前の郷土愛を育むとあり、一方で市外の人々、国との連携という外とのつながりも盛り込まれているが、それらの関係性が分からぬので、「郷土愛を育む」の解釈として、青森県への思い、あるいは国家への誇りを育むという背景があつて、その中に、市外の人、国、世界とのつながりというものが思いとしてあることから、市外の人々と、国等との連携という項目を盛り込んだものにしてはどうか。

##### 【議論】

- ・市外の人々、国等との連携を盛り込んだ理由は、よりよい弘前をつくるために、市外の人々と交流を深めながら、意見を広く聞くためである。この意見は、弘前だけではなく、青森県の郷土愛、日本の郷土愛を育むということで、広い範囲になっている。
- ・広くしすぎている気がする。自分たちは、いろいろな人たちの意見を聞きながらまちづくりを行うべきという意見だった。前文で不足している部分があるとすれば、その点だと思うが、前文は条例の全体にかかってるので、全体を議論してから、前文のこの点について検証したらどうか。
- ・自分たちは市外の人々にまで郷土愛を育むという意図はないので、若干誤解があると思う。
- ・この意見は、後半に市外の人々等との連携が出てくるので、前文にもどうかといった内容だった。

##### 【結論】

- ・市外の人々との連携の考え方とは、市外の人々にも郷土愛を育んでもらうのではなく、いいまちをつくるためにいろいろな人の意見を聞くというものであるが、前文の修正については、全体の議論が終わった後で検証する。

##### 【意見14 目的について】

意見14・市民の幸せな暮らしを実現するという表現は、漠然としていて、結局何か分からぬので、もう少し具体的なものを示してほしい。

##### 【議論】

- ・漠然としているが、具体的に示すことは難しいと思うので、このままの表現で良いと思う。
- ・幸せな暮らしというものは、いろいろな考えがあるので、具体的に示すのは難しいと思う。

- ・条例の究極の目標がのことだと思うので、抽象的かもしれないがこのままでいい。
- ・これは学生の意見聴取の時だったが、他の部分でも具体的に書いてほしいという意見が出た。具体的な施策は、自治基本条例ができて、それにぶら下がるかたちになるのだが、なかなか理解してもらえなかった。でも、きちんと説明をして、理解をしてもらったので、今までどおりの表現でいいと思う。

### 【結論】

- ・中間報告書のまま、修正はしない。

### 【意見 2 1 条例の位置付けについて（類似意見 意見 2 3、2 4、2 6）】

意見 2 1・最高規範性を与える、他の規定（条例）に整合性を求める規定を盛り込むべきではない。

意見 2 3 ア・後法は前法に優位するという後法優位の原則があるので、最高規範として規定することは不適である。

意見 2 3 イ・尊重規定を設けることは、事実上、市議会議員の意見も拘束してしまうので、2箇所の尊重規定（住民投票及び条例の位置付け）を削除すればいい。

意見 2 4・「この条例の趣旨を尊重しなければならない」という表現は最高規範性を疑わせやすいものであるため、「尊重するものとする」という柔らかい表現にしてはどうか。

意見 2 6・当市で制定する自治基本条例は最高規範性を持たせないということを、解説の部分で明確にしてはどうか。

### 【議論】

- ・中間報告書では、まちづくりの基本として位置付け、最高規範性を持たせようとしているものではない。
- ・条例というものは議会が議決して決めるもので、最高規範ではないと思うし、検討委員会の中でも、最高規範性を持たせないとしている。そのような結論でいいのではないか。
- ・中間報告書の解説に、最高規範ではないことが書かれているので、このままでいいと思う。
- ・最高規範性を持たせるものではないという修正案が出てきていて、その修正の仕方は非常にいいものだと思う。
- ・尊重するものとするという言葉はかなり柔らかい表現になっていると思う。
- ・自分たちが検討してきた内容が表れているので、修正案でいいと思う。
- ・尊重規定が、議員の意見を拘束するという意見に対しても、「尊重するものとする」という表現に直し、できる限り尊重しながらまちづくりを行うことでいいと思う。

### 【結論】

- ・「尊重しなければならない」という表現を、「尊重するものとする」と修正する。

### 【意見 2 2 条例の位置付けについて】

意見 2 2・条例の趣旨の尊重というものは、条例の内容をいろいろなところに浸透させる意図であるが、そういう表現にすれば、より理解が深まるのではないか。

### 【議論】

- ・自治基本条例は、まちづくりの総論を定めるものであって、尊重するものとするという先ほどの修正で全て解決すると思う。
- ・趣旨の中に理念も含まれており、現状の内容で十分理解できるものであると思う。

### 【結論】

- ・この意見に関する修正はしない。

### 【意見 2 7 基本理念について】

意見 2 7・まちづくりをしてきた中において、対等な立場で様々なことができること、参加ではなく参画したい人が多いということを感じたので、協働の位置付けについては、共感できるものである。

## 【結論】

- ・賛成意見のため、審議しない。

## 【意見 28 基本原則について】

意見 28・住民自治の原則において、「市民一人ひとりが自らの責任で取り組む意識を持ち」とあるが、そのために市側は、どのように働きかけるのかという部分が分からぬ。

## 【結論】

- ・条例制定後の取組として考えることであり、この場では審議しない。

## 【意見 29 基本原則について】

意見 29・今後は、団体間のつながりが非常に大事で、市政だけでなく、より広がりを持った考え方をしないとまちづくりができてこないと思う。

## 【結論】

- ・意見 91 に、似たような意見があるので、その中で審議する。

## 【意見 30 基本原則について】

意見 30・協働という言葉は、聞き慣れない言葉である。

## 【結論】

- ・これまでの議論で、協働を定義として設けるとしており、その点で解決する。

## 【意見 31 基本原則について】

意見 31・協働のまちづくりを実施する際、一部の人や団体に偏ってしまうと、ごく一部の市民権ということになりかねないため、広く市民を巻き込むことが重要であり、そのためにも条例の周知は本当にお願いしたい。

## 【結論】

- ・条例制定後の取組として考えることであり、この場では審議しない。

## 【意見 32 基本原則、市民の役割等について】

意見 32・市民主体における市民の役割や、主体性を持たせることを子どもたちや大人にどのように伝えていくのかが難しいところだと思う。

## 【議論】

- ・これは条例が出来てからどのように動くかということだと思う。出来た後、周知していくことが大事だと思う。
- ・条例が出来た後、いろいろな啓発活動をしないと、絵に描いた餅になってしまいういう不安はある。

## 【結論】

- ・条例制定後の取組として考えるべきである。

## 【意見 33 基本原則について】

意見 33・直接民主制としての市民の政治参加は違憲である。参加できる人の声が優先され不平等である。

## 【議論】

- ・条例で政治参加ということはうたっていない。
- ・自治基本条例で直接民主制を取り入れようとするものでない。
- ・この意見で言いたいことは、後段の部分だと思う。大きい声だけを聞いてしまわないようにしてほしいのではないか。
- ・参加する人からは意見が出るが、参加しない人は意見が出ない。今までの議論で、みんなで参加して活動しようということをうたっているのである。
- ・この意見は、まちづくりに参加することが政治参加と混同している気がする。
- ・直接民主制を取るわけではなく、みんな参加してくださいというのがこの部分の趣旨である。

## 【結論】

- ・自治基本条例は、政治参加ではなく、あくまでもまちづくりにおける参加を定めるものであるため、修正しない。

## 【意見 3 4 基本原則について】

意見 3 4・方針④は、1文で記載していることにより分かりづらく感じるため、3つの内容に分けて記載すればどうか。

## 【議論】

- ・修正案にすることにより、分かりやすくなるのでいいと思う。

## 【結論】

- ・修正案のとおり修正する。

## 【意見 3 5 基本原則について】

意見 3 5・中間報告書では、いろいろなことをやりましょうということが非常に多く書かれているが、それを実現するために必要な裏付けとして、税収入やその他の収入で賄う自主性、独立性という基本の原則について記載があつてもいい。

## 【議論】

- ・そもそも、市は自らの収入で行うものだし、市民等については、執行機関がまちづくりに参加するための支援を行うという文言があるので、その部分で読めると思う。
- ・ここには、財源のことは入れなくていいと思う。事業を行う段階で、財源をどうするかなどの議論になると思う。
- ・いろいろなことをやると書いていますが、お金のかかることばかりやると言っているわけではない。
- ・財政運営の部分で、最少の経費で最大の効果と書いているので、追加しなくていいと思う。

## 【結論】

- ・この意見に関する修正はしない。

## 【意見 3 6 主体について（市民）（類似意見 意見 3 7、3 8）】

意見 3 6 ア・日本国籍を有する者（住民）に限定するべきである。

意見 3 6 イ・外国人、市外の人々、未成年者には、権利を与えるべきではない。

意見 3 7・何十年も居住している外国人は、税金も払っていて、いろいろな考え方を持っているので、主体に入れてもいいのではないか。

意見 3 8・市民の定義が、選挙権を有する弘前市民としていないので、外国人や全国をまたにかけて反対運動をする、いわゆるプロ市民も含まれるので、その点を考慮しないと、だいぶ問題のある自治基本条例になってしまう。

## 【議論】

- ・市民の定義は、市内に居住する全ての者で、一般的には外国人も含まれるが、ここでいう市民は、まちづくりに関してのことである。住民投票の心配があつての意見だと思うが、住民投票の投票資格を誰に与えるかという内容は、別に条例で定めるとしていて、それぞれ別なものであるが、その辺を理解してもらえるかどうかである。
- ・外国人でも、住んでいればそのまちの良さが分かるだろうし、そういう人たちもまちづくりの一員に入れた方がいいと思う。
- ・まちづくりの主体であり、市内に居住する人は全て含んだ方がいいと思う。その人たちも含むことで、いろいろな意見が出てくると思う。
- ・弘前大学には外国人の留学生が多い。いいまちを作っていくために、みんなで意見を出し合ってやっていくとあるので、排除しなくていいと思う。
- ・この条例は、いいまちを作っていくことが大前提で、協働が基本となっているので、外国人だからとか、未成年という概念はなくして、みんなでやると捉えた方がいいと思う。

- ・この条例はまちづくりに関することだが、意見を見ると政治に参加するといった視点があり、捉え方が違うのではないかと思った。

### 【結論】

- ・市民の定義は、次の理由により修正しない。

- ① あくまでもまちづくりの主体
- ② この条例は、前文にあるとおり、市民の幸せのためのまちづくりに取り組む際の理念、仕組みという前提があり、その幸せに向けたまちづくりに当たっては、住んでいる人が差別なくみんなで取り組むこと（協働）が大事であるため
- ③ まちづくり＝ボランティア、市民活動に近いものであって、政治ではないため

### 【意見 3 9 主体について（学生、未成年者）（類似意見 3 6（再掲））】

意見 3 9 ・弘前は学校が多く、市外から通う人も多いため、学生を主体として位置付けて、学生・若い人目線でまちをつくっていくことは、人を呼び寄せたりすることもできるのでいいと思った。

### 【議論】

- ・今までの議論で、小学生、中学生、高校生を、まちづくりに参画する人材を育てる意味での主体で捉えようとしてきたので、学生や未成年者も主体として入っていいと思う。
- ・子どもたちにも生き生きと活動してもらいたいし、大人が気付かされる部分もあると思うので、主体として入れてほしい。
- ・一般の人より、子供の意見が画期的なこともあるので、そのようなことも含めて、是非入れてほしい。

### 【結論】

- ・学生を主体として位置付けている、中間報告書のままにする。
- ・未成年者に関する主体は、次の理由により、主体から外すような修正はしない。
  - ① 将来のまちづくりの担い手として重要であるため
  - ② 子どもは、参画していこうとする人材を育てるという意味での主体として捉えてい るため

### 【意見 4 0 主体について（学生）】

意見 4 0 ・学生を主体に位置付けていることは、学生のまち弘前という面が表れていると感じた。など

### 【結論】

- ・賛成意見及び条例制定後の取組として考えることであるため、この場では審議しない。

### 【意見 4 1 主体について（子ども）】

意見 4 1 ・子どもを主体に位置付けていることは、子どもを大事にしようとする市の姿勢が表れていると感じた。

### 【結論】

- ・賛成意見のため、議論しない。

### 【意見 4 2 主体について（子ども）】

意見 4 2 ・まちづくりの主体として、子どもも含まれており、子どもにまちづくりの義務を課すのかと大いなる不安を持つ。

### 【議論】

- ・子どもについては、これからまちづくりの主体をどんどん育てていくという趣旨である。
- ・権利義務という問題ではなくて、まちづくりに参加させるという一つのくくりなので、義務というのではなく違う気がする。

### 【結論】

- ・中間報告書のまま、修正はしない。

### 【意見4 3 主体について（子ども）】

意見4 3・「小中高生」という表現は、用語としてないため、法律の表現も意識しながら、分かり易く、的確な表現としてはどうか。

#### 【議論】

- ・修正案には、特別支援学校の小学部や、特別支援学校の中学部と詳しく書いているが、ここまで載せなければならないのか。
- ・自分たちで判断するよりも、教育委員会の意見を聞いた方がいいと思う。法律の問題もあるので、変に判断してしまうと、大きな間違いを起こす元になってしまう。
- ・この修正案は、全序的に照会をして決定した内容なので、教育委員会も確認している。
- ・条文化するときは詳しくしないといけないが、条文の前の段階でここまで詳しくしたほうがいいのか。分かりやすい表現ということも考える必要がある。
- ・自分たちとしては、小中高生という表現が分かりやすいのだが、法律の関係で何か根拠があって修正案を示しているのだと思う。いったん保留とし、このような修正をした根拠を話してもらい、再度議論してはどうか。
- ・この表現をした理由だが、小学校、中学校という言葉では、特別支援学校の部分が含まれず、そのような人たちが排除されてしまうので、このような修正案を示させていただいた。
- ・小中高生だと排除されてしまう人が出てくる可能性があるので、この修正案を生かすことしたい。

#### 【結論】

- ・修正案のとおり修正する。

### 【意見4 4 主体について（コミュニティ、事業者）】

意見4 4・事業者、コミュニティを主体とすることに反対である。市外から大量に流入すれば、住民投票の結果に影響する危険性がある。

#### 【議論】

- ・住民投票の資格者は、別な条例で定めることとしており、事業者、コミュニティが投票権を持つとはしていないので、現状のままでいい。

#### 【結論】

- ・中間報告書のまま、修正はしない。

### 【意見4 5 主体について（コミュニティ）】

意見4 5・コミュニティという主体に含まれる特定非営利法人は、営利を配当できないだけであるため、コミュニティの範囲として記載している「営利を目的とせず」という表現は、好ましくないと思う。

#### 【議論】

- ・営利の目的というのは、利益が出た場合、それを関係者に分配することである。分配しないで、自分たちの事業に使うのは、営利を目的としないという仕分けである。
- ・意見聴取の場では、NPO団体は利益がないと事業が出来ず、その利益を配当していないから営利を目的としていないと話していた。そのとおりだと思う。
- ・この意見は、意見聴取をしていたNPO団体が、営利を目的としていないことを説明しているもので、強く修正を求めているような意見ではなかった。
- ・利益を目的としているならば、事業者として主体に含まれる。

#### 【結論】

- ・中間報告書のまま、修正しない。

### 【意見4 6 主体について】

意見4 6・学生という主体については、特例として、市外から通う学生も含めているが、そういった学生も含めて、当市の特性である学生には、まちづくりの主体として加わり、

個性を發揮してほしいという市民検討委員会の思いを＜解説＞に記載して、他の主体の範囲と異なる理由を明確にしてはどうか。

【議論】

- ・自分たちの思いを表しているので、意見の修正案のとおりでいいと思う。
- ・意見の修正案は、自治基本条例の目的である、幸せな弘前をつくるところにとても期待を込めて書かれている文章になっている。

【結論】

- ・修正案のとおり修正する。

【意見 4 7 主体について（類似意見 意見 4 8、4 9）】

意見 4 7・学生やコミュニティなど、いろいろな視点を主体としているのはいいが、障がい者や高齢者などの主体もあった方がいいと思った。

意見 4 8・子ども、学生を大事にしているが、お年寄りという非常に大事なキーワードもあるので、それも入れてみてはどうか。

意見 4 9・市外の人々や障がい者、高齢者も、まちに対する意見はあると思うので、そういう考え方はずごくいいと思った。

【議論】

- ・今までの議論でも、このような視点があったが、高齢者や障がい者は市民として含まれるという結論を出していたので、従来の考えでいいのではないか。
- ・全て分けることを考えると、きりがなくなってしまうので、市民に含まれるとしていた。

【結論】

- ・中間報告書のまま、修正しない。

3 その他

(1) 次回の会議内容について

【結論】

- ・次回は、2月10日（月曜日）午後5時30分から、引き続き中間報告書の修正について議論することとした。

(2) その他

【結論】

- ・特になし